

～給与明細の見方～

給与明細の社会保険料って何？

給与から引かれている社会保険料は社会保障を受けるための保険料です。

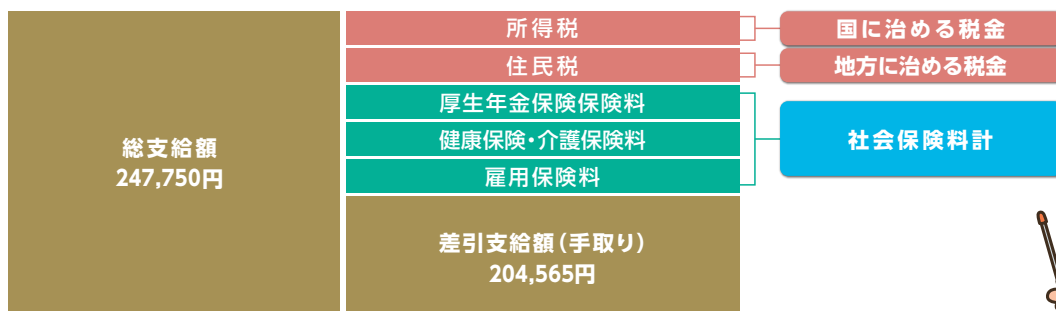


給与明細書						
支給額	基本給	資格手当	住宅手当	家族手当		
	200,000					
	時間外手当	通勤手当				総支給額
	31,750	16,000				247,750
控除額	健康保険	介護保険	厚生年金	雇用保険	社会保険料計	課税対象額
	11,184		18,845	1,486	31,515	200,235
	所得税	住民税				控除総額
	4,670	7,000				43,185
差引支給額					204,565円	

※給与明細の一般的なイメージです。形式、項目等は会社によって異なります。また金額は見本です。

稼いだお金(総支給額)、天引きされたお金(控除総額)、実際に手にするお金(差引支給額)が記載されています。実際に手にするお金を、「手取り」や「可処分所得」とも言います。

手取りのイメージ図



社会保険料とは
公的な保障を受ける
ためのお金です



各社会保険の概要・保険料の支払い義務

健康保険・厚生年金保険

健康保険を利用するため、老齢年金、障害年金、遺族年金をもらうために加入する保険です。原則、**年収130万円以上**の人に保険料の支払い義務が生じます。
注：短時間労働者の特例があります。

介護保険

自己負担額1～3割で介護サービスを受けるために加入する保険です。
40歳以上の人に支払い義務が生じます。

雇用保険

失業した時や、育児休業、介護休業をした時などに給付を受けるために加入する保険です。**31日以上**雇われる見込みで労働時間**週20時間**(2028年10月からは10時間)**以上**の人に支払い義務が生じます。

記載の税務または社会保障制度のお取扱いは、2025年5月現在の税制または社会保障制度に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別のお取扱いについて、くわしくは所轄の税務署または年金事務所等にご確認ください。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

お問合せ先・担当者



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777 (代表)

www.axa.co.jp/